

## 川内川大規模氾濫減災協議会規約（改定案）

## （名称）

第1条 この会議は、川内川大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## （設置）

第2条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「川内川大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## （目的）

第3条 協議会は、甚大な被害をもたらした平成18年洪水や、近年、各地で頻発している洪水被害等を踏まえ、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、川内川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

## （協議会の対象河川）

第4条 協議会は、川内川水系における一級河川を対象とする。

## （協議会の構成）

第5条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## （幹事会）

第6条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等、川内川水害に強い地域づくりによる浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の庶務を行うため事務局を置く。

- 2 事務局は九州地方整備局川内川河川事務所、鹿児島県、宮崎県に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、平成28年3月18日から施行する。

平成30年6月12日改正

令和元年6月13日改正

令和2年6月10日改正

別表 1

気象庁 鹿児島地方気象台長

気象庁 宮崎地方気象台長

鹿児島県 土木部長

鹿児島県 危機管理防災局長

宮崎県 河川課長

宮崎県 危機管理局長

薩摩川内市長

さつま町長

伊佐市長

湧水町長

えびの市長

九州地方整備局 川内川河川事務所長

九州地方整備局 鶴田ダム管理所長

気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官  
気象庁 宮崎地方気象台 防災管理官  
鹿児島県 土木部 河川課長  
鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課長  
鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 河川港湾課長  
鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長  
宮崎県 県土整備部 河川課課長補佐  
宮崎県 危機管理局 危機管理課課長補佐  
宮崎県 小林土木事務所 河川砂防課長  
薩摩川内市 建設部長  
薩摩川内市 危機管理監  
さつま町 建設課長  
さつま町 危機管理監  
伊佐市 建設課長  
伊佐市 総務課長  
湧水町 建設課長  
湧水町 総務課長  
えびの市 建設課長  
えびの市 基地・防災対策課長  
九州地方整備局 川内川河川事務所 副所長  
九州地方整備局 鶴田ダム管理所 専門官

規約の新旧対照表(修正案) 令和2年6月10日時点

改正案	現行
<p>別表2</p> <p>・幹事会構成員</p> <p>気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官            気象庁 宮崎地方気象台 防災管理官            鹿児島県 土木部 河川課長            鹿児島県 危機管理防災局 <b>災害対策課長</b>            鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 河川港湾課長            鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長            宮崎県 県土整備部 河川課課長補佐            宮崎県 危機管理局 危機管理課課長補佐            宮崎県 小林土木事務所 河川砂防課長            薩摩川内市 建設部長            薩摩川内市 危機管理監            さつま町 建設課長            さつま町 危機管理監            伊佐市 建設課長            伊佐市 総務課長            湧水町 建設課長            湧水町 総務課長            えびの市 建設課長            えびの市 基地・防災対策課長            九州地方整備局 川内川河川事務所 副所長            九州地方整備局 鶴田ダム管理所 専門官</p>	<p>別表2</p> <p>・幹事会構成員</p> <p>気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官            気象庁 宮崎地方気象台 防災管理官            鹿児島県 土木部 河川課長            鹿児島県 危機管理防災局 危機管理課防災対策室長            鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 河川港湾課長            鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長            宮崎県 県土整備部 河川課課長補佐            宮崎県 危機管理局 危機管理課課長補佐            宮崎県 小林土木事務所 河川砂防課長            薩摩川内市 建設部長            薩摩川内市 危機管理監            さつま町 建設課長            さつま町 危機管理監            伊佐市 建設課長            伊佐市 総務課長            湧水町 建設課長            湧水町 総務課長            えびの市 建設課長            えびの市 基地・防災対策課長            九州地方整備局 川内川河川事務所 副所長            九州地方整備局 鶴田ダム管理所 専門官</p>